



相談注意報
発令中!

「お試し」のつもりが定期購入に!

最近、健康ブームに便乗して、「健康に良い」「ダイエット効果がある」「有名女優も使用」などと巧みな文句でインターネットやテレビショッピング、新聞などでサプリ等の販売広告を目にします。しかし、お試しのつもりで購入したところ定期購入契約が前提条件だったというトラブルが急増しています。

★ 相談事例

- ・通信販売でお試し価格が500円だったので、1度限りだと思って健康食品を注文したら、2度目が届き驚いて解約の電話をしたけれど繋がらない。
- ・SNSで知った化粧品の無料お試しを注文したら、定期購入になってしまったので解約したい。

★ 予防策としては…

- ・通信販売には、クーリングオフ制度はありません。通信販売業者が返品や交換できるルールを独自に定めている場合、そのルールに従うこととなりますので注意しましょう。
- ・低価格などをうたう広告は、購入の条件をよく確認しましょう。
- ・インターネット通販の場合は、注文確認画面等の印刷や保存をしてください。

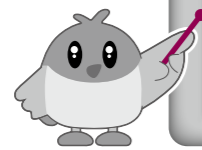


何か不安なことがありましたら、[消費生活相談窓口](#)へ

平成28年度 第2回 消費生活川柳 優秀作品決定!!

今回の優秀作品2作が右のとおり決定しました。
ご応募いただいた皆様どうもありがとうございました。

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。



<p>あなただけ 言われて 財布のヒモゆるむ</p> <p>松山市 さくら 作</p>	<p>ちょっと待て お試し価格に 裏がある</p> <p>松山市 道後のお母さん 作</p>	優秀作品
---	--	------

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00
水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

089-925-3700

消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

いやや! 188



発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603



愛媛県 No.178 平成29年3月号

消費生活展示室 PiPiのなるほどルームへようこそ!



◎どなたでも見学できます▼

昨年11月19日に、愛媛県消費生活センター2階に“PiPiのなるほどルーム消費生活展示室”がオープンしました。展示室には、普段見慣れているもので注意しなければならないものや、安全に配慮した商品の数々を展示しています。また、事前申し込みにより、体験テストもできます。

☆ 体験テストの例: 着色料をしらべよう、糖度をしらべよう、バスボムを作ろう

☆「なるほどルーム」のご利用について

- 利用可能日は、原則月曜日から金曜日
9時00分~17時00分(祝日及び年末年始を除く)
 - 展示見学のみの場合、事前の連絡は原則不要ですが、人数が多くなる(40名以上)場合には、事前に連絡をお願いします。
 - お越しになられたら、消費生活センターの窓口へ申し出てください。
 - 体験テストを希望する場合は、5~15人のグループで受け付けますので、事前にご相談ください。
- くわしくは、県消費生活センターホームページに掲載しています。



愛媛県消費生活センター [検索](#)

新しい洗濯表示



平成28年12月から、新しい洗濯表示の記号が付いた衣類等の販売が始まりました。

H28年12月からの 新しい洗濯表示				
家庭洗濯 40℃ 限度洗濯機「標準」* 40℃ 限度洗濯機「標準」* 30℃ 限度洗濯機「弱」* 40℃ 限度手洗い 家庭洗濯 NG	漂白 漂白OK 酸素系OK 塩素系NG 漂白NG	タンブル乾燥 高温 80℃ まで 低温 60℃ まで タンブル乾燥 NG	自然乾燥 「日なた」「日陰」 つり干し 濡れつり干し 平干し 濡れ平干し	アイロン 高温 200℃ まで 中温 150℃ まで 低温 110℃ まで *スチームなし アイロンNG
クリーニング P 全ての溶剤ドライクリーニング 通常処理 F 石油系溶剤ドライクリーニング 弱い処理 W ウェットクリーニング 非常に弱い処理 ドライクリーニング NG ウェットクリーニング NG				



くわしくは [新しい洗濯](#)

リーフレットがダウンロードできます



学校現場と連携した消費者教育の取組

金融広報アドバイザー 武田咲枝
(消費生活相談員)



18歳成人の議論がなされる中、特に若年者に対する「消費者教育」が注目を集めるようになってきました。消費者教育の変遷とともに、最近の学校現場と連携した消費者教育の取組についてご紹介します。

◆消費者を取り巻く状況

消費者を取り巻く環境は、高齢化や高度情報社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展などにより大きく変化し、それに伴って消費者問題や消費者被害の内容等も変化してきています。また、近年は認知症などの高齢者を狙った悪質商法トラブルが増加し、地域の見守り体制が必要となってきました。さらに、インターネットを利用したアダルトサイトやオンラインゲーム等のデジタルコンテンツなどについてのトラブルに関する相談が増加し、消費者トラブルは高齢者だけの問題ではなく、未成年者も消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高くなってきました。



◆消費者教育の促進

このような状況を受け、平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律(「消費者教育推進法」)が施行され、消費者は、若年者から高齢者まで生涯にわたり、それぞれの年齢に応じた消費者教育を受けることができるようになりました。

そして消費者の自立を支援しながら、将来的には「消費者市民社会」の形成への参画に向けて視野が広がってきました。

愛媛県においても、平成26年9月に策定した「愛媛県消費者教育推進計画」に基づき、各種施策を実施しています。

◆安全安心な地域体制づくりへ

さらに、平成26年6月に消費者安全法が改正され、平成28年4月に施行されました。この法改正より、消費者教育の促進や高齢者・障がい者の「見守りネットワーク構築」が図られることとなり、高齢者・障がい者を消費生活センター(窓口)と地域の関係機関が連携して見守る「消費者安全確保地域協議会」の設置が可能となりました。

消費者庁においては、「地方消費者行政強化作戦」を打ち出し、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全安心が確保される地域体制」を全国的に整備することとしています。



◆消費者市民社会の形成に向けて

「消費者市民社会」とは、消費者が自らの消費生活に関する行動が将来にわたって、内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会を形成するように積極的に参画することをいいます。さらに将来的には「エシカル消費」(倫理的消費)へとつながっていています。

このような流れを受けて、近年、学校現場では、消費生活の専門家(消費生活相談員)や消費生活センター(窓口)と連携した、出前授業を実施する学校が増えてきています。

愛媛県内の小学校、中学校の家庭科の授業で、教諭と消費生活相談員が2名でT.T(チームティーチング)を行い、参加型のアクティブラーニングの授業を行っています。

◆小学校での家庭科出前授業



小学校5年生を対象に、家庭科の教科書「じょうずに使おうお金と物」の単元で、手作りの教材を使用して「おこづかいゲーム」を実施しています。班対抗のサイコロすごろくゲームで、1か月間のおこづかいのやりくりを模擬貨幣を使用し消費活動をしながら、お小遣い帳を記帳し金銭管理について楽しく学ぶことができます。班で話し合っ、買うか買わないか(必要性や物の選び方)を考えることにより、お金の上手な使い方について学ぶことができます。

◆中学校での家庭科出前授業

中学校2、3年生を対象に、家庭科教科書D分野「身近な消費生活と環境」の単元で、契約とは何か、消費者トラブルとその防止、消費者の権利と責任、消費者を支える機関と法律(クーリング・オフ制度)を、消費生活相談員が手作りの副読本を使ってトラブル事例を紹介したり、生徒達にロールプレイ(寸劇)を体験させ対処方法などのアドバイスをするなど実践的な学習を行っています。



◆障がい者対象の消費者教育

知的障がい者や精神障がい者を対象に「家計管理ゲーム」を実施しています。チーム制のサイコロすごろくゲームで2か月分の障害年金を1か月ごとに分け、模擬貨幣を使用して全員参加で買い物や貯金をしながら、家計簿をつける練習をします。

最近では授業に使用できる教材について、家庭科部会と検討会を行い、教材開発にも取り組み始めました。今後は家庭科教諭との消費者教育ネットワークの構築を図り、広域的に継続して金銭教育の普及に努めてまいります。

(イラストは消費者庁イラスト集より)